

議案第 18 号

亀山市心身障害児福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例の廃止について

亀山市心身障害児福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例を別紙のとおり廃止する。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市心身障害児福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例を廃止する条例

提案理由

条例の廃止について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市心身障害児童福祉手当支給条例及び亀山市重度心身障害者介助者手当支給  
条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 亀山市心身障害児童福祉手当支給条例（平成17年亀山市条例第156号）
- (2) 亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例（平成17年亀山市条例第157号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の亀山市心身障害児童福祉手当支給条例第7条第1項の規定による受給資格の認定を受けた者に対する心身障害児童福祉手当又はこの条例による廃止前の亀山市重度心身障害者介助者手当支給条例第7条第1項の規定による受給資格の認定を受けた者に対する亀山市重度心身障害者介助者手当の支給については、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例による。